

【ロシア】ロシア連邦対外政策概念の改定

海外立法情報課 鎌倉 遊馬

* ロシアのウクライナ侵攻後、急激に変化した国際情勢を踏まえて、2023年3月、ロシアの対外政策の指針であるロシア連邦対外政策概念が改定された。

1 対外政策概念の位置付け及びこれまでの経緯

ロシアは、安全保障に関して中・長期的な政策方針を定める戦略文書として「ロシア連邦国家安全保障戦略」をおおむね5-10年の間隔で改定しており¹、それに基づいて、「ロシア連邦対外政策概念」（以下「対外政策概念」）や「ロシア連邦海洋ドクトリン」²等の、更に詳細な分野別政策文書を策定している。対外政策概念は、ロシアの対外政策の指針となる戦略文書で、1997年に初めて制定され、その後、2000年、2008年、2013年及び2016年に改定された³。2023年3月31日、大統領令第229号「ロシア連邦対外政策概念の承認に関する大統領令」⁴が制定され、新たな対外政策概念（以下「2023年版概念」）が承認された。同大統領令の承認に際し、ウラジーミル・プーチン（Владимир Путин）大統領は、現在の国際情勢の深刻な変化により、2016年に改定された対外政策概念の更なる修正が必要となったと説明した⁵。セルゲイ・ラブロフ（Сергей Лавров）外務大臣によれば、2023年版概念は、「非友好的な国家の行動によって生じたロシアへの脅威」など地政学的事象の変化を反映している⁶。

2 2023年版概念の概要

(1) 章構成

2023年版概念は全6章76項から成る。第1章：総則（第1項～第6項）、第2章（第7項～第14項）：現代世界—主な傾向と発展の展望、第3章（第15項～第17項）：対外政策分野でのロシア連邦の国益、ロシア連邦の対外政策における戦略的目標及び主な課題、第4章（第18項～第48項）：ロシア連邦の対外政策における優先的方針、第5章（第49項～第65項）：ロシア連邦の対外政策における地域方針、第6章（第66項～第76項）：ロシア連邦の対外政策の策定と実現。以下、主な改定部分を紹介する。

(2) 全般的認識

第1章では、2023年版概念の性格、法的根拠、ロシアの自己認識等の基本事項が示されてい

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年7月11日である。

¹ 佐々木孝博「ロシアの新たな「国家安全保障戦略」を読み解く」『広島法学』45巻3号、2022.1, pp.141-168.

² 鎌倉遊馬「【ロシア】ロシア連邦海洋ドクトリンの制定」『外国の立法』No.293-2, 2022.11, pp.16-17 <<https://doi.org/10.11501/12360277>>

³ 小泉悠「【ロシア】ロシア連邦対外政策概念の改定」『外国の立法』No.270-2, 2017.2, pp.14-15 <<https://doi.org/10.11501/10303182>>

⁴ «Указ об утверждении Концепции внешней политики Российской Федерации» 31.03.2023, Президент России <<http://kremlin.ru/acts/news/70811>>

⁵ «Путин утвердил Концепцию внешней политики» 31.03.2023, РИА Новости <<https://ria.ru/20230331/kontsepsiya-1862158584.html>>

⁶ «Владимир Путин утвердил обновленную Концепцию внешней политики России» 02.04.2023, RG.RU <<https://rg.ru/2023/04/02/v-otvet-na-ugrozy.html>>

る。ロシアの対外政策は、平和愛好的等の認識を示し、他国へのロシアの態度は、その国の対ロ政策が建設的か、中立的か、又は非友好的かどうかで決定されるとしている（第6項）。

第2章では、国際状況全般に対するロシアの認識が以下のように示されている。①世界は多極化が進んでいる（第7項）が、グローバルな支配と「新植民地主義」に慣れた一部の国々はその現実を受け入れることを拒否している（第8項）。②国連等の多国間機構に深刻な圧力が加えられ、主要国がその利益について合意する場という使命は損なわれている（第9項）。③国際関係における武力の役割は増大している（第11項）。④米国とその同盟国は、ロシアがウクライナ方面で自国権益の保護を行っていることを利用して、あらゆる手段でロシアの弱体化を目指している。ロシアは西側諸国を自国の敵だとみなしておらず、西側諸国がロシアとの現実的な相互関係へ回帰すること等を期待しており、ロシアにはそのための対話と協力を行う用意がある（第13項）。西側諸国のロシアに対する非友好的な行動に対して、ロシアはあらゆる手段により、自国の生存及び自由な発展を確保する（第14項）。

(3) 対外政策における優先方針

第4章では、新たな優先方針の一つとして、「ドイツのナチズム信奉者、日本の軍国主義者及びその共犯者の犯罪の黙殺、名誉回復、英雄化を含む、ロシアの利益に影響を与える世界史上の重要事件の歪曲に対処するため、必要な措置」を講ずることが挙げられた（第44項）。

(4) 地域別の対外関係

第5章では、対外関係について地域ごとに節を設けて説明している。「近隣諸国」の節では、独立国家共同体（CIS）諸国等に関して、西側諸国による「カラー革命」⁷の扇動及び内政干渉の抑制を含む、当該地域での武力紛争の予防と解決、国家間関係の改善及び安定性促進等に取り組む（第49項）とした一方、2016年版の対外政策概念で記載されていたウクライナとのつながりに関する記述は削除された。

世界の重要問題に対してロシアと方向性等が一致する友好的な国々との連携強化を掲げている。中国・インドに関しては独立の節を設けており、特に中国については包括的パートナーシップ及び戦略的互惠関係の構築（第52項、第53項）、上海協力機構（SCO）⁸の役割等の強化並びに中国の「一帯一路」と連携し、東南アジアを含むユーラシア地域の広域統合を行うこと等を目標に掲げている（第54項）。またイスラム世界の項を設け、イラン等当該地域の友好国との協力を深めると規定した（第56項）。一方、他のアジア・太平洋諸国については、2016年版と異なり、日本を含む具体的な国名は挙げなかった。

欧州諸国に関しては、多くの国々がロシアへ攻撃的政策を取っているとして、ロシア、その同盟国及びパートナーの安全保障、領土的一体性及び主権等に対する脅威の削減などを目標に掲げている（第59項）。また、米国に関しては「西側諸国の攻撃的な反ロシア政策の主たる扇動者、組織者及び実行者」等の評価をしながらも（第62項）、米国との戦略的対等性及び平和共存に基づく、米ロ間の利益バランスの維持に関心を寄せている（第63項）。

⁷ 「カラー革命」とは、2000年代に旧ソ連諸国で発生した一連の体制転換であり、ロシアは、西側諸国が都合の悪い体制を転覆させるために行った軍事作戦とみなしているとされる。小泉悠『軍事大国ロシア—新たな世界戦略と行動原理』作品社、2016、p.62。

⁸ 中国、ロシア、インド及びイランを含む9か国が加盟する国際機構。«О Шанхайской организации сотрудничества» Шанхайская организация сотрудничества <http://rus.sectsc.org/about_sco/20151208/16789.html>